

第4章 騒音・振動対策

第1節 工場・事業場及び特定建設作業騒音・振動対策

第1 規制の概要

1 規制対象

工場・事業場に係る騒音・振動の規制は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）では、工業専用地域、飛行場の敷地及び工業用の埋立地を除く区域の工場・事業場における圧延機械など30種類の施設を有する工場・事業場から発生する騒音を規制の対象としており、府公害防止条例では、原則として、すべての工場・事業場から発生する騒音・振動を規制の対象としている。

また、特定建設作業に係る騒音・振動の規制対象は、騒音規制法では、くい打機、くい抜機等を使用する作業を始め5種類の建設工事に係る作業から発生する騒音を規制対象としているが、府公害防止条例では、このほかブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業等3種類の作業を含め、計8種類の作業から発生する騒音・振動を対象としている。

市町村において昭和50年1月から12月までの期間において特定建設作業として実施の届出を受理した件数は4,432件で、そのうち府公害防止条例で規制しているブルドーザー、ショベル系掘削機を使用する作業は2,257件で約51%を占めている。

2 規制権限の委任

騒音規制法及び府公害防止条例の施行については、広域的な判断を必要とする事務（規制地域の指定及び規制基準の設定）は知事が行い、規制事務は市町村長に委任することができるものとされている。

本府においては、昭和44年4月、大阪市長ほか16市長に騒音・振動の規制事務を委任したのを始めとして、逐次、各市町村長に委任し、現在、法律・条例に基づく規制事務はすべて市町村が行っている。

第2 規制の強化

振動に係る規制については、本府では、昭和40年度から府公害防止条例で規制を行っている。

一方、国においては、中央公害対策審議会の「振動規制に係る法規制を行うに当たっての基本的考え方について」の答申を受けて振動規制法（昭和51年法律第64号）を制定し、昭和51年6月10日公布され、6カ月以内に施行されることとなっている。

第3 規制指導等

1 規制指導等

工場・事業場及び特定建設作業から発生する騒音・振動に係る騒音規制法及び府公害防止条例に基づく規制権限は、すべて市町村長に委任されているので、府としては、市町村における規制事務が円滑に遂行できるよう配慮する必要がある。このため市町村の関係職員に対する現地指導、騒音・振動防止技術等に関する研修会の開催等の措置を講じた。

2 改善勧告等

昭和50年度において騒音規制法又は府公害防止条例に基づいて市町村長が行った工場・事業場及び特定建設作業に対する改善勧告及び改善命令の件数は表3-4-1のとおりである。

特定建設作業に対して改善勧告が発令されたのは、府下では昭和44年4月に騒音規制法が施行されて以来、初めてのことである。

表3-4-1 改善勧告等発令件数（昭和50年度）

業種	区分	改善勧告		改善命令		合計
		市町村	件数	市町村	件数	
工場・事業場	鉄鋼	東大阪市	8	—	—	8
	金属	大阪市	1	大阪市	1	3
		八尾市	1			
	小計		10		1	11
	特定建設作業	大阪市	1	—	—	1
	合計		11		1	12

3 超低周波音による苦情

超低周波音による被害とは、0.1～20ヘルツの低周波域の音波により生じた騒音による被害のことをいい、発生源としては、工場機械（コンプレッサー、振動

コンベア等)、自動車や航空機のエンジン、発破その他自然現象(火山の爆発など)がある。

超低周波音が、問題となるのは、工場機械等から発生する超低周波音が家屋の戸・窓等を振動させることにより発生する二次的な騒音が苦情となる場合である。

府下では、こうした苦情が年間4～5件発生しており微弱な地面振動と混同されるなど、必ずしも超低周波音によるものかどうかはつきりしない場合が多い。

超低周波音に関する調査・研究はまだ少なく、また、対策指針も確立されていないので、当面は基礎的データを集積することが必要であると考えられる。

第2節 その他の騒音・振動対策

第1 新幹線鉄道騒音対策

1 国及び日本国有鉄道が講じた措置

(1) 騒音防止措置

昭和47年12月環境庁長官が運輸大臣に対し「新幹線鉄道騒音に係る緊急対策」についての勧告を行って以来、日本国有鉄道は、騒音低減対策として防音壁の設置、無道床鉄桁橋りよりの防音工事等を実施している。更に、このような対策では騒音防止が困難な地域については、民家の防音工事の助成を主な内容とする障害対策処理要綱を定め、昭和49年6月から実施している。

また、国は、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の円滑な達成に資するため、新幹線鉄道騒音対策要綱を閣議了解し、音源対策、障害防止対策、土地利用対策等の実施を強力に推進することとしている。

(2) 振動防止措置

中央公害対策審議会は、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について当面の措置を講ずる場合のよるべき指針」(昭和48年11月30日諮問)をまとめ、昭和51年3月6日環境庁長官に対し答申した。昭和51年3月12日、環境庁長官は、これを受けて運輸大臣に対し、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策」について勧告を行った。

2 新幹線鉄道騒音等調査の実施

本府では、新幹線騒音に関する実態をは握するため、沿線4市町(大阪市、摂

津市、高槻市及び島本町)の協力を得て、昭和50年12月から昭和51年1月にかけて、騒音調査を実施した。

調査結果は次のとおりである。

- (1) 新幹線鉄道騒音の距離減衰の状況は図3-4-1のとおりであるが、無道床鉄橋での騒音レベルは他地点に比して高くなっている。
- (2) 新幹線鉄道騒音の垂直分布の状況は、図3-4-2のとおりであり、軌道中心から35m離れた地点の高いところでは約86dB(A)で、地上1.2mのところ に比して約6dB(A)高く、また、70m離れた地点の高いところでは約79dB(A)で、地上1.2mのところ に比して約5dB(A)高くなっている。

第2 航空機宣伝放送の騒音対策

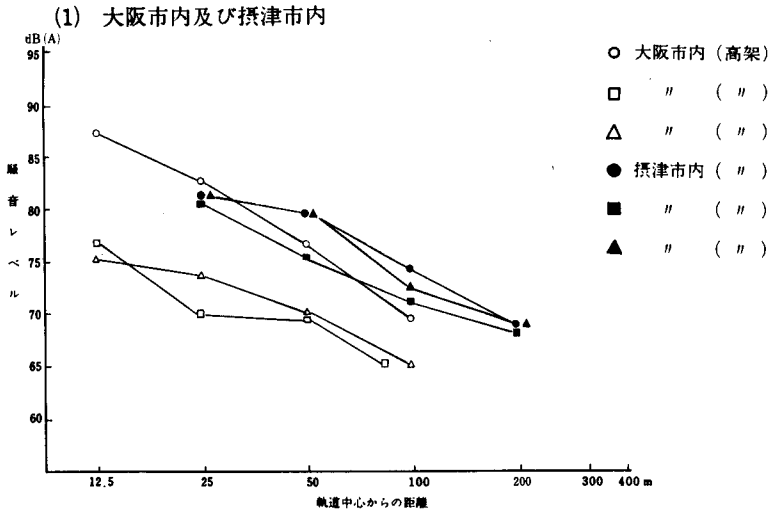
航空機による商業宣伝放送は、府公害防止条例により、拡声機の使用時間、旋回回数、音量等について規制しているが、本府の業者に対する指導により、業者は昭和48年1月1日から宣伝放送時間を1時間短縮したのを始め昭和48年12月末日からは日・祝日の商業宣伝放送を自粛し、更に、枚方、守口、交野、寝屋川、門真、大東、四条畷の7市の上空において、昭和50年12月1日以降土曜日の午前中の商業宣伝放送の自粛を各業者間で申し合わせている。

昭和50年度における航空機による宣伝放送の状況は、総数20,805回(昭和49年度:20,400回)であった。

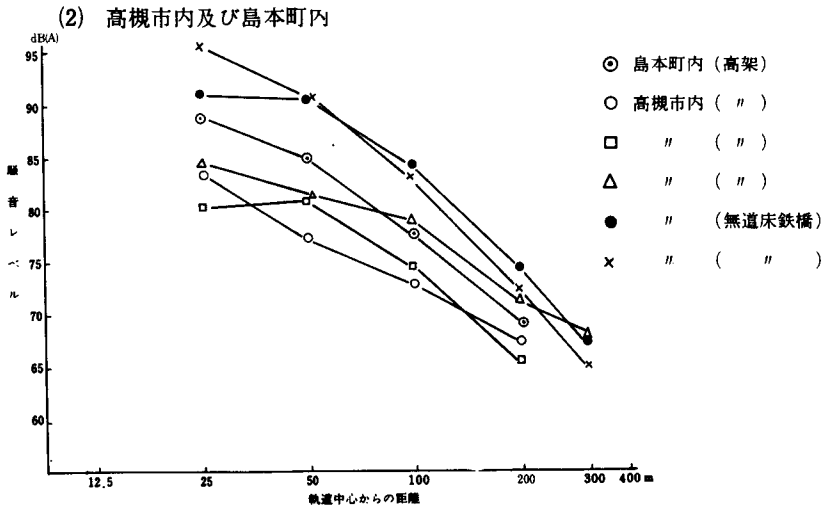
地域的には大阪市内及びその周辺で多く、また、曜日別では土曜日に集中している。

本府では航空機宣伝放送の実施状況を監視するため、宣伝放送回数の多い地域を中心に、騒音レベル、旋回回数等を測定し、また、住民からの苦情内容を検討し、引き続き宣伝放送の自粛について業者を指導している。

図3-4-1 新幹線鉄道騒音の距離減衰



(注) プロットした値は連続する10~17本の列車の騒音レベルの上位半数をパワー平均したものである。



(注) プロットした値は連続する10~14本の列車の騒音レベルの上位半数をパワー平均したものである(ただし、300m地点は6本)。

図 3-4-2 新幹線鉄道騒音の垂直分布

